

日本イコモス国内委員会

JAPAN ICOMOS INFORMATION

第3期 第4号 1996年 5月20日 発行

国際専門分科委員会への参加について

委員長・石井 昭

わが日本イコモスの1995年次総会（同年12月16日開催）では、重要な協議事項の一つとして、ICOMOS傘下にある国際専門分科委員会 INTERNATIONAL SPECIALIZED SCIENTIFIC COMMITTEESへの今後の対応方針という問題を取り上げ、出席各位のご意見をうかがいました。私はかねてより、この種の組織に日本イコモス会員がもっと幅広く積極的に参加するべきであろう、と考えていたからです。

過去30年間にわたり国際専門分科委員会は次第に数が増え、現在、15委員会が活動しています。すなわち、① STONE, ② CULTURAL TOURISM, ③ ARCHITECTURAL PHOTOGRAFOMETRY, ④ HISTORIC GARDENS AND SITES, ⑤ WOOD, ⑥ VERNACULAR ARCHITECTURE, ⑦ ROCK ART, ⑧ HISTORIC TOWNS AND VILLAGES, ⑨ STAINED GLASS, ⑩ ARCHAEOLOGICAL MANAGEMENT, ⑪ TRAINING, ⑫ STUDY AND CONSERVATION OF EARTHEN STRUCTURE, ⑬ ECONOMICS OF CONSERVATION, ⑭ UNDERWATER CULTURAL HERITAGE, ⑮ WALL PAINTINGS です。加えて、⑯ ANALYSIS AND RESTORATION OF STRUCTURES OF ARCHITECTURAL HERITAGE がまもなく正式に発足します。

これらの中で日本イコモス会員が参加した実績をもつのは、私の知る限り、④⑤⑧⑪の4者にすぎません。

先の総会における協議では大方の意見が一致し、今後は積極的に参加するべく、関連情報を収集して周知を図り、有志を募ろう、という基本方針が立てられました。理事会と事務局はこの方針に沿って努力します。当<INFORMATION>も そのために役立てることとします。会員の皆様には、自薦・他薦を含め、上記の国際専門分科委員会の何れについてであれ、適任者をご推挙くださるようお願いします。また、会員外に適任者がおられる場合には、ご当人に入会をお勧めくださるとともに、その旨を理事会メンバーか事務局あてにご一報いただければ幸いです。

目 次

1996年第1回理事会報告	石井 昭	2
「文化遺産記録作成指針」草案検討会議（ローマ）報告	斎藤英俊	4
PRINCIPLES FOR THE RECORDING OF MONUMENTS, GROUPS OF BUILDINGS AND SITES (DRAFT, 21-FEB-96)		7
イコモスの専門分科委員会の紹介	宗田好史	11
INTER-NET 上で見られる ICOMOS 関連の情報	宗田好史	13
会員だより — ユネスコ・パリ本部から	野口英雄	15
寄稿 — ユネスコ世界遺産センターから	栗林久美子	16
事務局よりのお知らせ		17

1996年第1回理事会報告

去る4月7日（土）の午後1時30分から約3時間、東京神田の学士会館で、本年次の第1回理事会が開催された。出席者は、顧問・伊藤延男、委員長・石井 昭、理事・近藤公夫、西村幸夫、羽生修二、益田兼房、宗田好史、安原啓示、渡辺勝彦、渡辺保弘、事務局員・我妻綾子の各氏であった。報告・審議された事項は、以下の通りである。

1. ICOMOS第11回総会と国際シンポジウム

初めに委員長より次のような報告があった。

(1) 第11回総会（ソフィア、本年10月5～9日）に上程される予定の「文化遺産記録作成指針」に関し、既存草案を再検討する必要から、昨年末、ROBIN LETELLIER 氏を議長とする AD HOC COMMITTEE が設置される運びとなり、委員1名を日本イコモスから派遣するよう要請された。急遽、人選の結果、斎藤英俊氏にお引受け願うこととし、その旨を1月21日付けで回答したうえ、同氏に2月20・21両日にローマで開かれた会議に出席してもらった。

(2) ブルガリア・イコモスのTODOR KRESTEV 委員長から届いた2月12日付けの書簡によれば、国際シンポジウム（総会時開催）における論文発表予定者として登録された日本の会員は、足達富士夫、大河直躬、松本修自、西浦忠輝、渡辺定夫、片方信也、の6氏であり、全員の希望が受理されたものと思われる。

(3) 国際シンポジウム（主題 HERITAGE AND SOCIAL CHANGES）における第3セッション（METHODOLOGIES AND TECHNIQUES）の総括報告者をぜひ日本イコモスから選出して欲しいとの要請が、2月24日付けの書簡により、TODOR KRESTEV 委員長から届いた。先方があらかじめ候補に挙げた田中 琢氏（公務多忙のため辞退）と協議のうえ、西村幸夫氏を推挙することとし、氏の内諾を得て、その旨を3月4日付けで回答した。

一方、庶務担当・渡辺保弘理事より次のような報告があった。

(4) 論文発表予定者6氏に対して「文化財保護振興財団」の国際会議参加助成金を申請するよう勧めたところ、渡辺定夫氏を除く5氏が応募された。事務局が仲介して若干の調整を行い、3月18日、申請書を一括して同財団あて送付した。

以上の報告を了承したあと、次の2件を審議した。

(5) 総会時開催の POSTER EXHIBITION および HERITAGE SALON への対応：— すでに<ICOMOS NEWS>と当<INFORMATION>を通じて全会員に案内されているとはいえ、個別的勧誘も必要であろうとの認識から、差し当たり、益田兼房・安原啓示両理事が文化庁関係者に、羽生修二理事がホイアン保存プロジェクト関係者に、POSTER EXHIBITION への参加をそれぞれ呼び掛けることとした。

(6) 総会出席者の把握と今後の協議：— 「総会出席者は事務局に通報されたい」と当<INFORMATION>で再度お願ひし、顔ぶれが判明した段階で、本部役員選挙にかかる投票権の配分、委任状の準備などにつき協議することとした。

2. ICOMOSピューロー会議

去る3月26～29日にイスラエルで開催された標記の会議に関連して、本部副会長・伊藤延男氏より、a) 氏が今期の GAZZOLA PRIZE の 選考委員長に選ばれたこと、b) アジア太平洋地域から次期副委員長候補が立っていないので地域別運営に従来とは異なる措置が必要となるであろうこと、c) ICOMOS本部事務局のパリ市内における移転が本決まりになったこと、等が紹介された。

3. 国際専門分科委員会への参加

各種専門委への日本イコモス会員の幅広い参加を促すべく昨年次総会で合意された基本方針に沿って、次のように若干の審議を行なった。

(1) WOOD 専門委：— わが会員が從来から大いに活躍している部門であり、来る4月14～20日にイギリスで催される見学会・シンポジウムにも伊藤延男氏・松本修二氏らが参加される。この専門委との関係は今後も重視する。

(2) HISTORIC TOWNS AND VILLAGES 専門委：— 来る4月18～23日にハンガリーで開かれる ANNUAL MEETINGへの出席者を当<INFORMATION>を通じて募ったが、目下のところ応募がない。従前どおり VOTING MEMBER は 上野邦一氏とし、その旨を書簡で委員長から先方の TAMAS FEJERDY 委員長に伝える。

(3) 最近、日本イコモスに呼び掛けが届いているのは、以下のような専門委である。
• UNDERWATER CULTURAL HERITAGE, • WALL PAINTINGS, • ARCHAEOLOGICAL HERITAGE MANAGEMENT, • VERNACULAR ARCHITECTURE, • ANALYSIS AND RESTORATION OF STRUCTURES OF ARCHITECTURAL HERITAGE. 当面、これらの専門委への対応を優先する。

4. 役員人事

飯田喜四郎氏より公務多忙のため監事を辞任したいとの申し出があったので、審議の結果、これを承認し、後任は石澤良昭氏にお願いすることとした。

5. 入会承認・会費徴収・会員カード配布

標記の諸件について事務運営を円滑化するべく、審議の結果、基本的には慣行を尊重しつつ、一部を修正し、今後は以下のように措置することとした。

(1) 入会：— 会員2名以上の推薦を得た入会希望者は、隨時、申込書を事務局に提出できる。理事会で入会が承認されると、その時点から、日本イコモスの内部においては会員とほぼ同等の待遇を受ける。次いで、年末開催の総会でこれが追認され、年初提出の新名簿が ICOMOS 本部で受理されると、その時点から正式の会員になる。

(2) 会費：— 会費は正式の会員として認められた年次から徴収する。

(3) 会員カード：— 従来は会費納入確認後に領収書と共に送付していたが、今後はこれを改め、会費請求時に原則として全員へ一斉に配布する。

6. SCIENTIFIC JOURNAL

委員長と渡辺保弘理事から次のような紹介と報告があった。

(1) SCIENTIFIC JOURNAL / JOURNAL SCIENTIFIQUE は1993年に創刊された ICOMOS の専門誌で、SHERBAN CANTACUZINO 氏を代表者とする EDITORIAL BOARD によって編集され、年間2冊の刊行を原則としている。既刊分を列挙すると、第1巻は会員論文集、第2巻は特集 HISTORIC TOWNS、第3巻は会員論文集、第4巻は特集 VENICE CHARTER、第5巻は特集 THIRTY YEARS OF ICOMOS となる。第1・2巻はスペインで、第3・4・5巻はハンガリーで製作された。価格は1部10ドル（非会員20ドル）である。

(2) 事務局では、会員にサンプルを示す意味も兼ねて、1994年に第4巻・VENICE CHARTER 特集号を125部（当該年次の会員数）発注したが、95年9月に僅か5部だけ送られてきた。本年1月に至り、代金の請求が來たので 8,000FFを納入したが、まだ現物は届かない。届きしだい、当時からの会員に1部ずつ配布する。

7. その他

事業担当・益田兼房理事より次のような提案があり、これを了承した。

ノルウェーの KNUT EINAR LARSEN 博士が「日本の木造建築遺産の保存手法への国際的理賛の進展およびその世界遺産登録に果たした貢献」により1996年日本建築学会文化賞の有力候補に挙っている。受賞が実現したら5月末に来日されるので、記念講演会と祝賀会を、建築学会歴史意匠委員会と共同で催すこととした。

(理事会報告 文責・石井 昭)

記録作成のガイドライン策定に関する イコモス・アドホック委員会会議（ローマ）参加報告

東京芸術大学 斎藤 英俊

【会議参加への経緯】

1月下旬、日本国内委員会の石井会長から突然の電話があり、「2月20日頃にローマで文化財の記録作成のガイドライン策定についての会議があり、その会議に日本のイコモスから表を出すように要請されている。ついては、これまで参加できる会員をあたったが、誰もいないので、斎藤が参加してくれないか。」とのことであった。私は会長が大変お困りの様子だったので「私は適任ではないが、どうしても他に出席できる人がいない場合は、期待に添えるようなことは出来ないが引き受けます。」ととりあえずの返事をしたのであるが、結局は会議へ参加せざるを得ない状況となった。

【ローマ会議に至るまで】

私は「記録作成のガイドライン」の件も今回の会議の件も石井会長からの電話を受けるまでは全く知らないことであったが、石井会長から受けた説明や後に配布された資料から、今回の会議に至るまでの経緯についてまとめると以下のようのことであった。

- 1 英国とフランスのイコモス国内委員会が共同で作成した「記念建造物・建造物群・遺跡の記録作成のためのガイドライン」が、1994年から95年にかけて各回国内委員会に配布され、これに対する意見が求められた。
- 2 日本は1995年の7月31日付で、当ガイドラインの内容に関し賛成であり、イコモス総会において国際的な合意が得られるように支援する旨を英国国内委員会宛に回答した（注1）。
- 3 ドイツ、米国等の国々から英國国内委員会によせられた回答の多くは、記述についていくつかの指摘もなされていたが、基本的には提案されたガイドラインに賛成するものであった。
- 4 しかし、カナダからはこのガイドラインが対象とする範囲、記録作成の概念や手法、記録作成と調査の関係など、いくつかの基本的事項における問題点が指摘された。
- 5 ガイドラインは、1995年9月にポーランド・クラコフで開催された顧問委員会に提出されたが、この会議において、カナダ・イコモスより、イコモスの手続き書の規程に従ってイコモスの学術委員会で再検討されるべきとの申し入れがあり、学術委員会の一つであるところのCIPA（建築写真測量委員会）に再検討が委ねられた。
- 6 イコモス執行委員会からCIPAに対して、再検討のための特別委員会を作るよう要請があり（注2）、その委員長にはRobin Letellier氏（カナダ「記録作成、文書、情報の管理」のためのCIPA第4ワーキング・グループ座長）が選任された。

（注1）95年12月に開催された国内委員会総会において、この件に関しての討議が行われ、若干の議論はあったが、ガイドラインを作成することに賛成することで合意が得られている。

（注2）イコモスの「原則に関するテキストの採択に関する手続き」には「原則に関するテキストの作成や研究は専門の国際委員会またはその目的のために執行委員会より選任された特別委員会によらなければならない」と規定されている。

【会議の参加者】

以上の経緯によって、記録作成のアドホック委員会が設けられ、2月20日（火）、21日（水）の両日にわたって、ローマのICCRON本部を会場として開催されたの

である。参加者は以下に掲げる13人であった（注3）。

Donald Hankey（英国）
Herb Stovel（カナダ）
Jukka Jokilehto（ICCR OM）
Herman van Hooff（UNESCO世界遺産センター）
Hideo Noguchi（UNESCO文化部）
Hidetoshi Saito（日本）
Leo van Nispen（ICOMOSブルーシールド担当）
Carlos Jhon（ペルー）
Gail Sussman（イスラエル）
Robin Letellier（CIPA）
Silvio Zanchetti（ブラジル）
Liora Shahal（ICCR OM 96年度建築コース研修生代表）
Alain Godonou（ベニン・オブザーバー）

なお、「ガイドライン」の共同提案国であるフランス代表は参加を強く要請されていたにも関わらず出席しなかった。このほか、参加が予定されていたスリランカ代表も欠席であった。また、Leo van Nispenは20日欠席、Liora Shahalは21日欠席で、なぜかベニンのオブザーバーは第一日目の最初の1時間程度に着いていただけで、その後は姿を現さなかった。

（注3）どのような理由でこれらの国が選ばれたのかについては、説明はなかつたが、日本の参加が求められた理由の一つは、既に千冊を超える重要文化財建造物の修理工事報告書刊行の実績があるからとのことであった。

【討議の内容と成果】

会議はまず、会議の参加者の自己紹介と、この会議で期待する成果等についてのコメントが求められ、次いで、英国・フランス案（以後、V1と略す）のガイドラインについての自由な意見交換となった。この自由討議のなかから抽出された諸問題を、

- a 目的は何か、対象とする文化財は何か、誰を対象としたガイドラインなのかなどの基本的な事項
 - b ガイドラインの全体構成の問題、
 - c ガイドラインの一つ一つの記述の表現や用語の問題
- などに分類され、順次検討することとなった。

そして、これらの検討の結果は、この会議における最終案（V4。V1から数えて、2日間の会議の間にバージョン4まで作られた）に反映されている。

なお、V2作成の段階で、内容がガイドラインではなく原則（Principles）であるということになり、表題が変えられた。

討議された問題は様々であったが、主要な内容について2点紹介する。

a 対象とする文化財

討議の導入部でまず話し合われたのは、「このガイドラインが対象とする文化財とは何か？」であった。この点での参加者全員の共通認識がなければその後の議論はかみ合わず、すれ違いとなるだけだからである。この点について、V1はヨーロッパ社会が文化財として捉えてきたMonumentsやSitesだけを対象とする、固定的で視野の狭いものであるとの批判があった。文化財の概念の今日的な視点と問題意

識、すなわち、自然と農耕や信仰との関係を示す文化遺産や、変化を前提とした少数民族の民俗文化の保存、文化財の在り方の多様性、有形文化財の中の無形の部分の価値などが考慮されていないとの意見である。この議論は、そもそもイコモスという組織がどこまでの文化財を対象とするのかという根本的な問題を含んでいる。結局は、この会議としては、ヴェニス憲章の16条を根拠とした指針作りという枠組みのなかで考えるということに落ち着き、その対象は「Monuments, Groups of buildings and Sites」という表現のままとしたが、記述の中で有形の文化財のなかに含まれる無形の価値の記録にも配慮することとなった。

b 記録保存の意味

議論の成果として注目されるもう一点は、記録作成 (Recording) に積極的な意味が付せられたことである。ヴェニス憲章16条においては、記録は単に文化財に関わったときの義務としての位置づけであるが、今回の討議の結果、「記録作成はあらゆる時点で文化財の情報を捕捉する行為である」とし、「その行為は保存のプロセスの重要な部分である」との認識に達した。このことは改訂されたV4文書の前言に記述されている。

会議の最終案であるV4文書の構成は次のようにになっている。

前言

- 1章 記録作成の理由
- 2章 記録作成の責任
- 3章 記録作成の計画
- 4章 記録の内容
- 5章 記録の管理と共同利用

【ローマ会議以後の動き】

ローマ会議以後は、Donald Hankey、Herb Stovel、Jukka Jokilehto、Robin Letellierの4名で、V4の記述の表現の仕方、用語の問題などを再検討する、各参加者はV4をもう一度検討し、その後に気づいた問題等を連絡するということで散会した。また、この会議の結果はこの3月にイスラエルで開催されたイコモス幹事会で報告されている。

その後は英国内委員会で検討した結果がV4に手を入れた状態で送られてきたほか、Herb Stovelから「前言にあるヴェニス憲章16条の引用は不要ではないか」といった意見が出され、参加者の意見を求められている。現在はこのような状況であり、まだ、V5文書の確定したものは送られてきていない。今後は以下のように進められる予定となっている。

- 1 6月8~10日に開催されるイコモス執行委員会において最終案が検討され、承認される。
- 2 7月5日までに書類はイコモスの各国内委員会に送付される。これは、今秋10月にブルガリア・ソフィアで開催されるイコモス総会までの3ヶ月間に各国内で再検討する期間を設けるためである。
- 3 10月に開催されるソフィアにおけるイコモス総会で討議され、採択される。

以上、ローマ会議出席の報告とする。

なお、V4文書の全文を以下に掲げるが、先に記したようにこの文書はあくまでも途中の検討段階のものであることをお断りしておきたい。

Proposal for approval by all member countries of ICOMOS

PRINCIPLES FOR THE RECORDING OF MONUMENTS, GROUPS OF BUILDINGS AND SITES

As the cultural heritage is a unique expression of human achievement in the creation of monuments, groups of buildings and sites; and

as this cultural heritage is continuously at risk in many ways, and

as the responsibility for conserving and maintaining the cultural heritage rests not only with the owners but also with the professions, managers, politicians, administrators, and those directly involved at all levels of government, and indeed all sectors of society, and

as article 16 of the Charter of Venice states:-

"In all works of preservation, restoration or excavation there should always be precise documentation in the form of analytical and critical reports, illustrated with drawings and photographs. Every stage of the work of cleaning, consolidation, rearrangement and integration, as well as technical and formal features identified during the course of the work, should be included. This record should be placed in the archives of a public institution and made accessible to research workers."

therefore it is essential to record the nature of the cultural heritage.

In complementing the Venice Charter, the purpose of this document is to set out the principal reasons, planning, contents, management and sharing for the recording of monuments, groups of buildings and sites. Understanding, definition and recognition of the values of the cultural heritage is an essential basis for meaningful recording.

Recording is the capture of information which describes the physical configuration, condition and use of monuments, groups of buildings and sites, at points in time, and it is an essential part of the conservation process.

Records of monuments, groups of buildings and sites may include tangible as well as intangible evidence, and constitute a part of the documentation that can contribute to an understanding of associated values.

1 THE REASONS FOR RECORDING

1.1 The recording of the cultural heritage is essential:-

- a) to acquire knowledge in order to advance the understanding of cultural heritage, its values and its evolution;
- b) to promote the interest and involvement of the people in the preservation of the heritage through the dissemination of recorded information;
- c) to permit informed management and control of construction works and of all change to the cultural heritage;
- d) to ensure that the maintenance and conservation of the heritage is sensitive to its physical form, its materials, construction, and its historical and cultural significance.

1.2 Recording should be undertaken to an appropriate level of detail in order to:-

- a) provide information for the process of identification, understanding interpretation and presentation of the heritage, and to promote the involvement of the public;
- b) provide a permanent record of all monuments, groups of buildings and sites that are to be destroyed or altered in any way, or where threatened by natural events or human activities;

- c) provide information for administrators and planners at national, regional or local levels to make sensitive planning and development control policies and decisions;
 - d) provide information upon which appropriate and sustainable use may be identified, and the effective management, maintenance programmes and construction works may be planned.
- 1.3 Recording of the cultural heritage should be seen as a priority, and undertaken especially:-
- a) when compiling a national, regional, or local inventory;
 - b) as a fully integrated part of research activity;
 - c) before, during and after any works of repair, alteration, or other intervention, and when evidence of its history is revealed during such works;
 - d) when total or partial demolition, destruction, abandonment or relocation is contemplated, or in the event of likely disaster;
 - e) during or following accidental or unforeseen disturbance which damages the cultural heritage; and
 - f) when change of use or responsibility for control occurs.

2 RESPONSIBILITY FOR RECORDING

- 2.1 The commitment at the national level to conserve the heritage requires an equal commitment towards the recording process.
- 2.2 The complexity of the recording and interpretation processes requires the deployment of individuals with adequate skill, knowledge and awareness for the associated tasks. It may be necessary to initiate training programmes to achieve this.
- 2.3 Typically the recording process may involve skilled individuals working in collaboration, such as specialist heritage recorders, surveyors, conservators, architects, engineers, researchers, archaeologists above and below ground, and other specialist advisors.
- 2.4 Cultural heritage manager is responsible for ensuring the quality and updating of the documentation.

3 PLANNING FOR RECORDING

- 3.1 Before new records are prepared, existing sources of information should be found and examined for their adequacy.
- a) The type of records containing such information should be searched for in surveys, drawings, photographs, published and unpublished accounts and descriptions, and related documents pertaining to the origins and history of the building, group of buildings or site. It is important to search out recent as well as old records.
 - b) Existing records should be searched for in locations such as national and local public archives, in professional, institutional or private archives, inventories and collections, in libraries or museums.
 - c) Records should be searched for through consultation with individuals and bodies who have owned, occupied, recorded, constructed, conserved, or

carried out research into or who have knowledge of the building, group of buildings or site.

3.2 Arising out of the analysis above, selection of the appropriate scope, level and recording methods requires that:-

- a) The methods of recording and type of documentation should be appropriate to the nature of the heritage, the purposes of the record and the finance or other resources available. Limitations of such resources may require a phased approach to recording. Such methods might include written descriptions and analyses, photographs (aerial or terrestrial), rectified photography, photogrammetry, geophysical survey, maps, measured plans, drawings and sketches, or other modern technologies.
- b) Recording methodologies should, wherever possible, use non-intrusive techniques, and should not cause damage to the object being recorded.
- c) The rational for the intended scope and the recording method should be clearly stated.
- d) The materials for recording must be archivally stable.

4 CONTENT OF RECORDS

4.1 Any record should be identified by:-

- a) the name of the building, group of buildings or site;
- b) a unique reference number;
- c) the date of compilation of the record;
- d) the name of the recording organisation;
- e) cross-references to related building records, photographic, graphic, textual or bibliographic documentation, archaeological and environmental records.

4.2 The location and extent of the monument, group of buildings or site must be given accurately; this may be achieved by description, maps, plans or aerial photographs. In rural areas a map reference or triangulation to known points may be the only methods available. In urban areas an address or street reference may be sufficient.

4.3 New records should note the sources of all information not obtained directly from the monument, group of buildings or site itself.

4.4 Records should include some or all of the following information:-

- a) the type, form and dimensions of the building, monument or site,
- b) the interior and exterior characteristics, as appropriate, of the monument, group of buildings or site,
- c) the nature, quality, cultural, artistic and scientific significance of the heritage and its components and the cultural, artistic and scientific significance of:
 - the materials, constituent parts and construction, decoration, ornament or inscriptions,
 - services, fittings and machinery,
 - ancillary structures, the gardens, landscape and the cultural, topographical and natural features of the site;

- d) the traditional and modern technology and skills used in construction and maintenance,
 - e) evidence to establish the date of origin, authorship, ownership, the original design, extent, use and decoration,
 - f) evidence to establish the subsequent history of its uses, associated events, structural or decorative alterations, and the impact of human or natural external forces,
 - g) the history of management, maintenance and repairs,
 - h) representative elements or samples of construction or site materials,
 - i) an assessment of the current condition of the heritage,
 - j) an assessment of the visual and functional relationship between the heritage and its setting,
 - k) an assessment of the conflicts and risks from natural or human causes, and from environmental pollution or adjacent land uses,
- 4.5 In considering the different reasons for recording (see Section 1.2 above) different levels of detail will be required. All the above information, even if briefly stated, provides important data for local planning and building control and management. Information in greater detail is generally required for the site or building owner's, manager's or user's purposes for conservation, maintenance and use.

5 MANAGEMENT AND SHARING OF RECORDS

- 5.1 The original records should be preserved in a safe archive, and the archive's environment must ensure permanence of the information and freedom from decay to recognised international standards.
- 5.2 A back-up copy of such records should be stored in a separate safe location.
- 5.3 Copies of such records should be accessible to the statutory authorities, to concerned professionals and to the public, where appropriate, for the purposes of research, development controls and other administrative and legal processes.
- 5.4 Sufficient copies of the up-dated records should be readily available, if possible on the site, for the purposes of disaster relief, management, maintenance and research of the heritage.
- 5.5 The format of the records should be standardised, and records should be indexed wherever possible to facilitate the exchange and retrieval of information at a local, national or international level.
- 5.6 The effective management, assembly and distribution of recorded information requires, wherever possible, the understanding and the appropriate use of up-to-date information technology.
- 5.7 The location of the records should be made public.
- 5.8 A report of the main results of any recording should be disseminated and published, when appropriate.

イコモスの専門分科委員会の紹介

イコモスには、現在16の専門分科委員会 (International Scientific Committee) が設置され活動を続けています。この中にはその分野の出版物、研究書、会報などを活発に発行し、会員の皆様によく知られている委員会、例えば木の委員会 (ICOMOS International Wood Committee/IWIC) 歴史都市集落委員会 (ICOMOS International Committee Historic Towns and Villages/CIVVIH) など日本からの参加も比較的多くみられます。一方、活発に活動を続けながらも、日本から参加する会員がほとんどいない委員会もあります。日本イコモスでは、このインフォメーションで会員の皆様に改めてこれら16の委員会を紹介し、参加を呼びかけたいと思います。次頁に委員会名と会長及び連絡先リストを掲載しました。

これら委員会については、1990年総会で提起され翌91年にAdvisory Committee (5月) とBureau Meeting(8月)でそれぞれ承認された「エゲル・プリンシブル(The Eger Principles for the International Scientific Committee)」によって、その運営方法、組織、会員、事務局、財政などが決められています。委員会ごとに委員は任命されていますが、投票権をもつ委員 (Voting Member) は各国内委員会からの正式な推薦が必要で、国内委員会はこの委員のみによって1票の投票権を行使することになっています。一方投票に関わらない限り、イコモス会員の各委員会への自由な参加が認められており、その分野での専門家であれば会員でなくとも参加できます。日本国内委員会事務局に、各委員会から委員会やシンポジウムなどの開催案内が寄せられた折りには、このインフォメーションに速やかにも掲載しますのでぜひご参照下さい。国内委員会では、これまで特定の委員会に偏りがちであった日本からの参加ができるだけ幅広いものにしたいと思っています。また、今後はより幅広い分野の専門家の方々をお誘いし、日本からの参加、貢献を拡大していきたいと考えます。関心のある委員会事務局に直接連絡されても会報などのマーリング・サービスが受けられる場合もありますので、直接連絡されることもお奨めします。4委員会は電子メールアドレスが分かりましたので掲載しましたが、それ以外のものにつきましても、欧米にある事務局ではネットワーク化が進んでいますので、判り次第追ってお知らせします。

「建造写真測量委員会 (CIPA / International Committee for Architectural Photogrammetry)」

この委員会は、ISPRS/International Society of Photogrammetry and Remote Sensingの協力により、1969年に設立された3番目に古い委員会です。遺跡、文化財建造物の調査、記録技術の向上を目的としており、最近ではリモートセンシング技術の導入で、衛星をから遺跡の発見、調査などを取扱っています。すでにヨーロッパを中心に15回のセミナー、会議を開催しており、今年2月にローマで開催された「記録作成ガイドライン策定に関するイコモス・アドホック委員会」の原案を作成しました。今年7月にはウィーンで開催されるISPRSの総会にあわせて委員会が開催されるとともに、11月にはインドネシア、バリ島でシンポジウムが予定されています。世界遺産にも第3世界を中心に、自然と文化の複合遺産という分類が最近増えています。これらの遺跡は、ある文明が築いた人間と自然の関わりにこそ、その価値があるといわれます。これらの遺跡の調査にはリモートセンシングや、砂漠や熱帯雨林で劣化する遺跡周辺の環境をモニターするなど、測量分野の役割は高まっています。

「木の委員会 (IWIC / ICOMOS International Wood Committee)」

わが国でもよく知られた委員会で、これまでも委員としての伊藤延男先生はじめ数多くの専門家の方々が参加されています。会議や出版物を通じて木造建造物などの保存技術、研究に関する高度で幅広い国際交流を行っている他 ICCROMと共に木の保存に関する国際トレーニングコース運営にあたっています。会員登録は国内委員会を通じるか直接会長宛CV(履歴書)を送るよう指示されています。インターネット交信のもっとも盛んな委員会です。「文化財建造物の構造解析と修復技術委員会 (International Committee for Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritages)」 昨年設立したばかりのもっとも新しい委員会で文化財修復のための構造力学、材料工学、構法、防災などの分野での国際技術交流を目的とし、現在委員募集中です。

(文責:宗田好史)

1コモス専門分科委員会一覧 (設立年次順)

専門分科委員会名	委員長名	連絡先アドレス	1996年4月3日現在 (ICOMOS Main Page から転載)	設立年
Stone	Mr. Marc MAMILLA	9 Allee du Bois Cornfesse, 91440, BURES SUR YVETTE / FRANCE	Tel. 33 69 07 39 78	1967年
Cultural Tourism	Mr. Robertson COLLINS	US/ICOMOS Decatur House, 1600 H Street N.W. WASHINGTON D.C. 20006 U.S.A. Tel.1 202 842 1859 / Fax 1 202 842 1861 E-mail: roboco@singnet.com.sg		1969年
Architectural Photogrammetry	Mr. John BADEKAS	Laboratory of Photogrammetry, National Technical University of Athens 9, Iroon Polytechniou / 16771 ATHENS, GREECE, Tel. 30 1 770 86 50 / Fax 30 1 770 85 50		1969年
Historic Gardens and Sites	Mr. Robert de JONG	Rijksdienst voor de Monumentenzorg, Brooderplein 41, 3703 CD ZEIST, THE NETHERLANDS Tel. 31 34 04 83 350 / Fax 31 34 04 16 189		1970年
Wood	Mr. Nils MARSTEIN (c/o Knut Larsen)	The Norwegian Institute of Technology, Dept. of Architectural History, N-7034 TRONDHEIM, NORWAY Tel. 47 7 59 50 90 / Fax 47 7 59 50 83 E-mail: Nils.Marstein@rapost.md.dep.telemex.no		
Vernacular Architecture	Mr. Christoph MACHAT	Rheinisches Amt fur Denkmalpflege, Postfach 2140, D-50250 Pulheim, GERMANY Tel. 49 2234-805-523 / Fax 49 2234-805-202		1976年
Rock Art	Mr. Jean CLOTTES	11 Rue duFourcat, 09000 FOIX, FRANCE Tel. 33 61 65 01 82 / Fax 33 61 65 35 73		1980年
Historic Towns and Villages	Mr. Tamas FEJERDY	P.O. Box 6, H-1250, BUDAPEST, HUNGARY, Tel+Fax 36 1 1752 573, Telex 226379 OMFBPH 1982年 Secretariat: HKossuth Lajos u.4 H - 3300 EGER, Tel. 36 36 320 946		
Stained Glass	Mr Ernst BACHER	Bundesdenkmalamt, Hofburg Saulenstiege, 1010 WIEN 1, AUSTRIA Tel. 43 1 53 41 24 / Fax 43 1 53 41 52 52		1984年
Archaeological Management	Mr. Pierre NADON	303 rue Notre Dame Est, MONTREAL, QUEBEC H2Y 3Y8, CANADA Tel. 1 613 990 1447 / Fax Montreal 1 514 872 0024 / Fax Ottawa 1 613 952 1756		1985年
Training	Prof. Jukka JOKILEHTO	c/o ICCROM, 13 Via San Michele, 00153 ROME ITALY Tel. 39 6 585 53 31 Fax 39 6 585 53 349 E-mail: J.JOKILEHTO@agora.stm.it		1985年
Study and Conservation of Earthen Structures	Mr Alejandro ALVA	c/o ICCROM, 13 via San Michele, 00153 ROME ITALY Tel. 39 6 587 901 Fax 39 6 588 42 65		1987年
Economics of Conservation	Prof.Nathaniel LICHFIELD	13 Chalcot Gardens, England's Lane, LONDON NW3 4YB ROYAUME UNI / U.K. Tel. 44 1 71 483 07 24 / Fax 44 1 71 586 12 12		1988年
Underwater Cultural Heritage	Mr. Graeme HENDERSON	Western Australian Maritime Museum, Cliff Street, FREEMANTLE, WESTERN AUSTRALIA 6160, 1991年 AUSTRALIA Tel. 612 9 339 66 05 / Fax 612 9 430 51 20 E-mail: GraemeH@mm.wa.gov.au		
Wall Paintings	Mr. Nimal de SILVA	105 Hunupitiya Lake Road, Colombo 2, SRI LANKA Tel. 94 1 423 354		1994年
Analysis and Retora - Architectural Heritage	Prof. Giorgio CROCI (暫定/ICOMOS MainPage には 未登録である)	Facoltà di Ingegneria, via Fonte di Fauno 2A, ROME, ITALY Fax. 39 6 578 1268 (設立準備中のため国内委員会に属している事務局の連絡先, 今年10月ソフィアで次回委員会を予定, 現在委員を募集中) (6月予定)		



Inter-Net上で見られるICOMOS関連の情報のご案内

大学など研究機関からだけでなく、家庭にも急速に普及したパソコンから気軽にインターネットにアクセスできるようになりました。街角の試用コーナーなどでも気楽に楽しめます。インターネットを通じて、世界中の様々な場所で情報を探すインターネットのナビゲーター（航海士）が今や急増しています。前号でも第11回総会の案内についてインターネット上のページをご紹介しましたが、今回はICOMOSの各組織や関連機関のページについて簡単にご案内します。以下は代表的なページですが、これを手がかりに航海すると思いがけない世界に到達することもあります。インターネット上の情報は日々変化しています。各国の大学やUNESCOなど国際機関の支援により、各国の国内委員会も次々に頁を開設しています。

世界中でこの分野に関心ある人々が頻繁にアクセスしていることからも、文化財の世界が広く一般市民の関心を集めているインターネットの重要な課題になっていることがわかります。今回紹介したページ以外にも、新しい情報をお持ちの会員の皆様からお便りをいただければ、「JAPAN ICOMOS INFORMATION」誌上でも紹介していきたいと思います。

ページ名	アドレス/URL	ページの主な内容
ICOMOS Main Page	http://www.icomos.org	イコモスへの入り口で、活動の歴史や国内、専門分科委員会リスト連絡先を掲載。リストから委員会に、また関係機関など世界各国の様々なページにつながっており、ここから探索が始まられる。
ICOMOS WWW survey	http://hpbl.hwc.ca:10002/	イコモスのWWW serverとして、世界中の人々からのアクセスを記録し、モニターしている。すでに、様々な問い合わせ、意見などが届いている。投稿するとカナダから返事がたりする。
ICOMOS Conferences & Meetings	http://www.icomos.org/conferences.html	イコモス主催、共催の会議を国際レベル、各国内委員会のレベルでそれぞれ細かく紹介している。出張にあわせて会議に参加する場合に適切な情報を提供している。人手不足か更新が遅いのが難点。
Architectural Photogrammetry Committee	http://www.p.igp.ethz.ch/cipa/cipa.html	建築写真測量委員会ページ、豊富な画像。世界リモセン学会のページになり、世界各地の衛星画像も探せる。情報量の多いページで、委員会の記録が広く掲載され、委員会活動の様子が理解できる。
International Wood Committee	http://www.icomos.org/iwcc/	木の委員会の案内。ネットワークを重視し、ICCROMやノルウェーで開催されるトレーニングコースの情報、記録につながっている。94年の姫路会議の英文ドキュメントを掲載している。
US National Committee	http://www.icomos.org/usicomos.html	米国イコモスのページで一昨年最初の号からニュースレターを掲載している。気楽に米国での活動を除き、最近の南北米大陸での文化財保存の取り組みを知ることができる。かなり一般市民向き編集。
Canadian Nat'l Committee	http://www.icomos.org/germany/german.html	カナダも米国と同じくBulletinを掲載し、国内専門委員会ごとの活動を紹介。文化観光憲章を載せ、観光、記録分野での情報が多い。
Deutches National komitee	http://www.icomos.org/icomos-de/	立ち上がったばかりのドイツイコモスのホームページ。まだ十分な情報もなく、国内の関連機関との接続も悪いが、1965年以来の活動の記録だけはしっかりと載せた。今後の増ページぶりに期待。
Argentinean N. Committee	http://www.icomos.org/argentina	アルゼンチンも今年ページを開設した。中南米各国とのつながりを重視し、またベニス憲章のスペイン語版を前文掲載している。
ICOMOS Charters & Standards	http://www.icomos.org/docs-gra.html	ベニス憲章などイコモスの22文書の図書館、誰でも簡単に写取る(ダウンロード)ことができ、ユネスコから19の宣言、勧告が見られる。
World Heritage Centre	http://www.unesco.org/whc/	ユネスコ世界遺産センターのホームページ、世界遺産リスト、ニュースなど豊富な情報を掲載し、「世界遺産条約履行指針(Operational Guideline)」も前文掲載する。各国自然遺産のページに接続。
ICCROM	http://www.icomos.org/iccrom/	流石に整ったページでインターネットの特色を活かし、印刷物では期待できない豊富な情報量でICCROMの活動のほぼ全容が短時間で理解できるよう作られている。資料へのアクセスも一部可能。

いろいろなページを開くとこのリストにもあるように条約、憲章、会議録などが、英仏語でインターネットから自由に受信でき、また専門分科委員会や各国の活動の様子も知ることができます。また、多くのページはこちらからの電子メールによるメッセージを求めており、気楽に各国の会員と交信できることもあります。まだご利用のない会員の皆様もお近くのコンピュータからぜひ一度イコモスのホームページ、各国のページなどをのぞいてみて下さい。

次におよそどのような情報が見られるかをご理解いただくため、以下にイコモス・メインページから直接アクセスできる主なページのコピーを紹介します。どれも表紙で、ここから記号や単語（マーク、下線、強調文字など）をクリックするとそのページにつながる仕組みになっています。機械さえあれば、誰でも気楽に使える（大学・研究機関は無料）インターネットの世界を近いうちにぜひ一度お試し下さい。

（左下；ICOMOS-Main Page、右上；ICCROM、右下；ユネスコ世界遺産センター）

（文責：宗田好史）



International Council on
Monuments and Sites

Conseil International
des Monuments et des Sites

ICOMOS is an international organization of professionals dedicated to the conservation of the world's historic monuments and sites. Through National and International Scientific committees, symposia, and other meetings, ICOMOS provides a forum for professional dialogue and a vehicle for the collection, evaluation, and dissemination of information on conservation principles, techniques, and policies. This web server and its companion gopher are designed to further this exchange and stimulate increased awareness of the world's cultural heritage at all levels.

About ICOMOS and this server.

ICOMOS Charters and other Documents
 Search documents on the ICOMOS WWW server ([Search by database](#))

Enter search term(s) :

-

Blue Shield / Bouclier Bleu Program for the protection of cultural property during times of natural and manmade disasters.

[Forthcoming ICOMOS Conferences and Meetings](#)

[ICOMOS International Scientific and National Committees](#)

- International Committee for Architectural Photogrammetry
- International Wood Committee
- Argentinian National Committee (ICOMOS-Argentina)
- Canadian National Committee (ICOMOS Canada)
- German National Committee / Deutsches Nationalkomitee

International Centre for the Study of the
Preservation and Restoration of Cultural Property



ICCROM TODAY

- What is ICCROM?
 - Funding
 - Structure
 - Personnel
 - The Programme
 - Documentation and information
 - Research
 - Consultancy and cooperation
 - Training and education
 - Promotion of awareness
 - Future orientations
- Report of the 19th General Assembly
 - Report of Meeting on Wood Conservation Technology
 - Integrated Territorial and Urban Conservation Project

• ICCROM Publications

ICCROM
13, Via di San Michele
I-00153 Rome, Italy
Tel: (+39-6) 585 531, Fax: (+39-6) 5855 3349
E-mail: iccrom@iccrom.org

What is ICCROM?

The International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural - Property (ICCROM) is an Intergovernmental organization (IGO) that was created by UNESCO in 1956 and established in Rome in 1959. It currently has 93 Member States, as well as 97 Associate Members. ICCROM's mandate is to create or improve conditions for the effective conservation of cultural heritage resources worldwide. As the only autonomous IGO dealing with all types of heritage - both movable and immovable, ICCROM takes a practical, technical approach to its task. With its close links to the U.N. family, its ultimate goal is to promote world peace; indeed, heritage conservation fosters a sense of cultural identity, which is essential for development and social stability.

Funding



The World Heritage Centre

UNESCO's World Heritage Centre provides the international secretariat for the Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage. The following pages, describe the Centre's activities and the operation of the Convention.

- About the World Heritage [Français](#) [Español](#)
- List of properties inscribed on the World Heritage List
- List of properties inscribed on the List of the World Heritage in Danger
- Text of the World Heritage Convention [Français](#) [Español](#)
- States Parties to the Convention
- World Heritage Newsletter / La Lettre du patrimoine mondial
- Member States of the World Heritage Committee
- Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention
- World Heritage Gopher Menu
- World Heritage Partners
- Other UNESCO Conventions



会員だより ユネスコ・パリ本部から

野口英雄

私の文化遺産部(Division of Cultural Heritage)勤務は1984年7月から、1975-77年アジア太平洋地域事務所いらい2度目です。出立より関野克氏、千原大五郎氏、会員各位の絶大な支援と激励にお礼申しあげます。ICOMOS本部や各国内委の協力も有りがたく存じます。

I. ユネスコの政策: ご存じのとおり、ユネスコ事務局は、隔年の総会決議をへて行動計画(現1996-1997)と中期戦略(1996-2001)にもとづき活動しています。文化遺産部はICOMOS/ICOM/ICA¹⁾/ICCROMなどと連携し、主として文化財の保護活用の面で、政策開発、人材養成、交流の推進などしています。文化セクター内の横のつながりや、教育・科学・情報などセクター間、また国連の専門諸機関との連携調整にも努力しています。

II. 力点の推移: 従来にもまして文化財の価値<VALUES>づけの過程、地域の文化遺産と環境整備、持続する世界の安定・平和と開発にはたす「文化」の役割り、などの評価に努め模索しています。これには、(a)歴史の連續性とともに、生活環境整備と文化遺産の相関につき、哲学的かつ社会現象面からの理解が必要です。また(b)どのような場面で文化遺産の価値あるいは負価値が設定されるのか;(c)どんなカテゴリーの人びとが文化遺産の保護と推進に寄与し、する可能性があるのか;(d)具体的に「価値づけ」、「記録と公報」、「ドキュメント管理と幅広い利用」、「保存技術」などに関する指針(Guidelines, Principles, Recommendations & Charters, etc.)などについて広くかつ深い理解が必要です。それはまたドクトリンではなく、思考と理解の過程、対話の道具として、歴史的発展の過程としてとらえるべきでしょう。“Nara Document on Authenticity”(1994)はその契機をつくる好例でしょう。

III. 文化遺産を災害から守る: かけがえのない文化財が旧ユーゴスラビア、ソ連、中東、カンボジヤにみると、人命や家屋・財などにもまして戦争(1954年ハーグ条約関連)、紛争と人為、自然災害(国連自然防災の十年関連)や、また不急の開発事業などの犠牲になっていることに注目しています。破壊され消失したものの回復や再建ばかりでなく、むしろ予期される痛手を最小限にくいとめる手立てを講じられるよう努力しています。防災の指針(Guidelines)の開発と配布、訓練計画、破壊度の評価、復旧計画作り、事業実施への協力などもその一部です。その分野でICOMOSをふくむ国際組織間の円卓会議をもって、連絡調整に努めています。例えば昨年6月のICOMOS/SAARC²⁾専門家会議、さる2月ICCROMでの調整などをへて、きたる9-10月にカナダ・サミットとICOMOS総会(ほかの参加機関の総会も)、来年1月には神戸・東京シンポ、そして来年10-11月にユネスコ総会とハーグ条約国会議をへ、一定の成果の総轄とさらなる行動計画が採択されるよう期待されています。

IV. 文化遺産部の3つの柱: 過去半世紀の模索をへて、(a)Normative Action - 3つの国際条約と10の勧告(さらに水没遺産の保護条約を準備中);(b) Operational Action & Training including “Museum International”; (c) Mobilization一人・機器・財源など、の3つの分野に集約して活動しています。ユネスコ総職員2000人のうち、当部の専門一般職あわせて30人ばかりは、1992年に別途設立された世界文化自然遺産センターとも連携をとり、世界遺産にたいする事業も多く実施しています。例えば救済キャンペーン(現26)や人材養成などの形で上記3つの柱にそった活動です。ヌビア遺跡(1960-1980)、仏跡ボロブドール(1972-1983)、ハイチ遺跡群(1980-1992)、ベニス(1966-)などの成果をえて、来年にパキスタンのインダス文明都跡モヘンジョダロ・キャンペーン(1974-1997)の完成予定です。会員各位や日本政府・民間から、これらのキャンペーンや、別枠のアンコール遺跡にたいして、多くの支援を受けていることは周知されています。

V. パートナーシップ: 今や世界の多数の機関、大学や民間の研究所・協会あるいは地域コミュニティなどが、多方面にわたるイニシアチブをとっています。これらと連携をとるパートナーシップが必須です。調整や情報交流も、また“ユネスコ年鑑(Statistical Yearbook)”のような統計データをもって定量・定性的にとらえ、広報する努力もしています。最後に、皆様のご健勝を祈りつつ、世界文化・開発委員会レポート³⁾の“Action 3: Identify cultural heritage volunteers”への情報提供をお願いします。

(完)

注) 1) ICA: International Council of Archives, Paris;

2) SAARC: South Asian Association for Regional Co-operation, Kathmandu;

3) 'Our Creative Diversity', the World Commission on Culture and Development, UNESCO, Paris, 1995 (Action 3: Identify cultural heritage volunteers)



寄稿 ユネスコ世界遺産センターから

栗林久美子

石井先生からのご依頼により、伝統ある日本イコモスの会員の皆様にお便りする機会を得ましたを、光栄に思っております。昨年7月1日に文化庁よりユネスコ世界遺産センター(UNESCO World Heritage Centre)に出向し、10ヶ月以上が経ちました。センターの中では上司のミンジャ・ヤン氏の指導の下、特にアジア・太平洋地域の文化遺産の保護に従事しています。

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage, 16 November 1972、以下、世界遺産条約)」及び、世界遺産に関しては、日本でも多くの情報が入手できますが、世界遺産センターという組織そのものが紹介される機会は、少ないのでしょうか。

世界遺産センターは、世界遺産条約が採択されて20年を迎えたことを機に、1992年5月1日、「条約の迅速かつ効率的な運用を図るため、より多くの国々の締約を促し、文化及び自然遺産の分野に係わるユネスコの取組みを可能な限り促進すると共に、通常外予算の獲得に努める。」という目的の下、ユネスコ本部事務局直属の組織として設置されました。それ以前の世界遺産条約に係わる事務局機能は、文化セクターと自然科学セクターに分散されていました。上記の目的を反映し、世界遺産センターは主に次の5つの活動を行っています。

①世界遺産委員会及びビューローのための事務及び、諮問機関であるICCROM, ICOMOS, IUCNの活動の補佐を行う。

②世界遺産リストの象徴性を確立すべくそのためのグローバル・ストラテジーの発展及び展開に努める。例：世界遺産条約への締約の奨励、締約国による世界遺産候補の暫定リスト(Tentative List)の提出の促進

③世界遺産に適切な保護及び管理が施されるよう、主に以下の4つの国際援助事業を実施する。

- (1)予防的援助(Preparatory assistance)
- (2)技術的援助(Technical cooperation)
- (3)緊急援助(Emergency assistance)
- (4)人材育成(Training)

④締約国及び諮問機関との協力の下、世界遺産の保全状態に関して以下の3種類のモニタリングを行う。

(1)システムティック・モニタリング(Systematic monitoring)；継続的な保全措置に関し、定期的な報告を行う。

(2)アドホック・モニタリング(Ad-hoc monitoring)；特定事項に関し必要に応じて報告を行う。

(3)アドミニストレイティブ・モニタリング(Administrative monitoring)；世界遺産委員会及びビューローの勧告に基づき、その調査結果の報告を行う。

⑤世界遺産及び世界遺産条約に対する教育・普及活動及び、世界遺産保護のためのファンドレイジング。

現在、教育・普及活動においては、世界遺産の保護への青年層の参加の促進、世界遺産の情報を共有できるシステムの開発等に力が入れられています。また、ファンドレイジングにも大きな努力が払われています。遺跡や歴史的建造物の保護にかかる多くの資金は、ユネスコの通常予算にのみ頼るのでなく通常外予算として締約国や民間企業から募るという努力なしには成り立ちません。それは日本の文化財保護活動についても言えるのではないかでしょうか。ファンドレイジングを行い、その基金を正当な使用手続きの下で運用する経営手腕と行政基盤の確立の必要性をセンターの活動を通して強く感じています。

世界遺産センターは前述の通り、世界遺産条約の効率的な運用を担う組織として設置されました。今、センターのスタッフは、この国際法を楯に国際機関として文化遺産及び自然遺産の保護にどこまで着手できるか、その可能性を最大限に引き出すべく挑戦しています。世界遺産の保護のため、遺跡や歴史的建造物の修復にかかる専門的知識に併せ、法律や行政、経済、経営、都市計画等多くの分野の知識の結集が図られる中で、刺激的な毎日を過ごしています。世界遺産センターの活動に関し、詳細な情報を求めの際には、是非、栗林(Tel 33-1-4568-1557・直通 Fax 33-1-4056-9570)までご連絡下さい。日本に蓄積された豊富な知識と経験が、世界、特にアジアに向かって発信するために、微力ながらお手伝いできれば、これほど喜びはありません。

事務局よりのお知らせ

1. 事務局日誌(1996/2/28~1996/5/17)

1996年

- 2/28 ソフィア総会シンポジウムにおけるspeaker の件で大会本部のクレスティフ氏より F A X受領
- 2/28 US/ICOMOS より <Interamerican Authenticity Symposium・1996/3/27-30於 テキサス・アントニオ>の案内書受領
- 3/7 日本国際交流基金による来日希望の Angel Tokmakchiev 氏 (ブルガリア) より 委員長宛に手紙および C V ・研究課題等受領
- 3/11 [JAPAN ICOMOS INFORMATION 3-3] 発行・同日会員各位に送付
- 3/11 1996年次国内委員会会費納入のご案内を会員各位に送付 (上記 [INFORMATION] に同封)
- 3/11 パリ本部より 93/94/95各年次の Annual Reprot再提出の依頼文と記入用紙受領
- 3/11 US/ICOMOS より News Letter No. 6 (1995年11・12月分) 受領
- 3/13 パリ本部より Scientific Journal No. 5 <Thirty Years of ICOMOS> 5冊受領
- 3/13 文化財保護振興財団へ第11回ソフィア総会シンポジウム発表予定者の国際会議 参加のための助成申請書提出
- 3/15 1996年次第1回理事会 (4/7) の案内発送
- 3/18 3/13に振興財団に提出した申請書の一部差替えのための書類を作成・送付
- 3/22 スペイン・イコモスより Scientific Journal No. 2を 3 冊贈呈するので送料を 負担してほしいとの手紙受領
- 3/25 CICAT(International Cooperation for the Preservation and the Protection of Traditional Architectural Heritage) の director Mohaman HAMAN 氏(Member of the Executive Committee of ICOMOS) より、本年5/20-6/6にパリ のユネスコ本部で開催される会議の案内受領
- 3/27 スペイン・イコモスに Scientific Journal No. 2 の送料3,000pts送付
- 4/4 ドイツ・イコモスより報告書<The Restoration of the Samarat al-Mansurah> 受領
- 4/4 イコモス事務局長 LUXEN 氏より 96年3/24-27 にイスラエルで開催されたビューロー会議の報告書受領
- 4/15 Scientific Journal No. 4(95年の注文)119冊受領
- 4/17 UNESCO/SWEDEN より小冊子<Information as an Instrument for Protection against War Damage to the Cultural Heritage>受領
- 4/17 国際交流基金より、イコモス会員で過日スロバキア共和国から来日された Ksova 氏を石井委員長が広島へ案内 (96/2/23)されたことへの感謝状受領
- 4/14-20 イコモス木造文化財保存委員会 (木の委員会・於 UK) の会議に、伊藤延男・ 松本修自・野口英雄 (在パリ) の 3 氏が出席
- 4/22 パリ本部より 96 年次分会費の請求書受領
- 5/2 96 年第 1 回研究会 (96/5/31) 及びラールセン博士の建築学会賞受賞祝賀会の 案内を会員各位に送付
- 5/8 Scientific Journal No. 4 を 95 年次在籍の会員に送付
- 5/15 96 年次分会費 (19,865FF・ 415,692円) をパリ本部に送付
- 5/15 Annual Reprot (93-95年分) をパリ本部に送付
- 5/16 US/ICOMO より News Letter No. 1(1996 年 1・2 月) 受領
- 5/17 96 年次新入会員 (13名) の会員カードをパリの本部より受領
上記カードを新会員に送付

2. 事務局よりのお知らせ

a. イコモス総会について

第11回イコモス総会（1996/10/5-9 於ブルガリア・ソフィア）にご参加の予定で、まだ事務局にご連絡のない方はお手数ですが至急ご一報ください。投票者人数と委任状の作成のために、参加人数の把握が必要となります。

b. イコモス出版物について

Documentation Center(UNESCO-ICOMOS) より < PUBLICATIONS AVAILABLE-1996-> として、出版物のリストが届いています。ご希望の方は事務局までご連絡くださいばコピーをお送りします。（申込書共で8ページ）

c. 海外からの情報

<Visiting Arts - Asia Pacific arts directory> の案内が The Visiting Art Office of Great Britain and Northern Irelandから、またベルギー・ルーベンの大学より <Preparatory Architectural Investigation in the Restoration of Historical Buildings> の International Updaiting Course (1996/5/28-6/1 於ベルン) の案内パンフレットが来ています。ご希望の方には資料をお送りしますのでご連絡ください。

d. お詫びと訂正

前回発行の [JAPAN ICOMOS INFORMATION 3-3] 5ページの新入会員のうち、井上和人氏及び岡村道雄氏の所属欄が下記のように誤っておりましたのでお詫びして訂正します。

訂正前	文化庁文化財保護部建造物課
訂正後	文化庁文化財保護部記念物課

[JAPAN ICOMOS INFORMATION] 第3期 第4号

1996年5月20日発行

日本イコモス国内委員会 委員長 石井 昭

編集責任者 陣内秀信・宗田好史

事務局 渡辺保弘・我妻綾子

連絡先：〒169 東京都新宿区大久保3-9-5-113 (株) 文化財工学研究所 気付

電話 03-3200-9355 FAX 03-3200-9423

